

議案第51号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「993,000円」を「1,004,000円」に、「770,000円」を「778,000円」に、「667,000円」を「674,000円」に改める。

第4条ただし書中「100分の220」を「100分の225」に改める。

別表備考に次の1号を加える。

4 東京都特別区内で宿泊し、宿泊料が13,000円を超える場合は、18,000円を上限として実費を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。